



ご 注 意
申請者の現住所、申請土地の所在、地番、地目、面積は、正確に記載してください。

農 業 委 員 会 受 付

照 合 登 記 事 項 証 明 書 照 合 責 任 者

農地法第3条の規定による許可申請書

岩手町農業委員会 会長 様

令和 年 月 日

申請者	現住所	国籍等	在留資格又は特別永住者		認定経営 発展法人 (該当する 場合は〇)	職業	氏 名
			在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日			
譲受(借)人		日本					(歳)
譲渡(貸)人							(歳)

(注) 国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載する。

下記農地（採草放牧地）について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権() } を { 移転
設定(期間 年) }

したいので、農地法第3条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在地番	地目		面積 ㎡	対価、賃料 等 の額 (10a当り)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者の氏 名又は名称 (登記簿と異 なる場合))	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
				()	()		
				()	()		
				()	()		
				()	()		
				()	()		
合 計	筆						

2 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容



譲受（借）理由	
譲渡（貸）理由	
区 分	売買 贈与 交換 賃貸借 使用貸借 区分地上権設定
時期（貸借期間）	
対 価	
対価の支払方法	
特 記 事 項	

(記載要領)

- 個人である場合は、住所は、住民票表示のとおり記載してください。ただし、住民票表示の住所地が生活の本拠地ではない場合は、実際の生活の本拠地を記載してください。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 記の2は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

許 可 指 令 書

岩 農 委 指 令 第 号

この申請は、許可します。

令和 年 月 日

岩手町農業委員会会長



記

1 条件 取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消すことがあること。

2 教示

(1) この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を正副2通を岩手県知事に提出して、審査請求をすることができます。

(2) この処分の取消しの訴えは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市（町村）を被告として（訴訟において市（町村）を代表する者は農業委員会会長となります。）、提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。